



性の多様性が尊重される地域社会の実現に向けた取り組みを推進します



区は、「性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」を4月1日に施行し、一人一人が性の違いを互いに認め合い、安心して暮らすことができるように取り組んでいきます。条例の詳細は、区ホームページ（右上2次元コード）をご覧ください。
——問い合わせは、区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係へ。

誰もが自らを肯定し、希望を持って生きていけるように

杉並区長 岸本 聡子



3月15日の区議会本会議で「性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」が可決されました。

同性を好きになる方や異性も同性も好きになる方、身体の性と心の性に違和感を持つ方など、性的マイノリティーの方々の生活上の不自由さや不安を軽減し、自分らしく生きるためには、区民一人一人が性の多様性について理解することが不可欠です。そのため、性的指向や性自認を内心にとどめることを希望する方の平穏な生活の確保に配慮しつつ、全ての区民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に向けて取り組むために、この条例を制定いたしました。

条例可決に至る過程では、国の法整備を待つべきではないか、都が4年11月からパートナーシップ宣誓制度を開始したのだから区の制度は不要ではないか、といったご意見がありました。しかし、待ちの姿勢で自ら動こうとしないのでは、女性・障害者差別等の歴史的経緯をみても、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を助長することにつながりかねません。すでに世界の多くの国や自治体が性的マイノリティーへの差別をなくしたり、同性

婚を認めたりする法律や制度を、時には激しい議論を生みながらも作ってきたのです。区は、住民に最も身近な自治体として、条例により明確に性的マイノリティーに対する偏見をなくすための取り組みを“自ら”進めていくべきと考えております。

区としては、区民・事業者が条例の趣旨が正しく理解され、適切な行動につながるよう、啓発活動にしっかり取り組んでいく考えです。また当事者の協力を得て、地域社会の中で全ての区民が対等・平等な人間関係をつくり、相互理解を深めるための努力をしていく所存です。

4月からは、この条例に基づき、「杉並区パートナーシップ制度」がスタートします（下記参照）。これまで生きづらさを感じてきた性的マイノリティーのカップルを地域社会が祝福し、支えるための制度として運用するとともに、ここを出発点として、多様なご意見等を把握しながら制度を育ててまいります。誰もが自らを肯定し、希望を持って生きていけるように皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

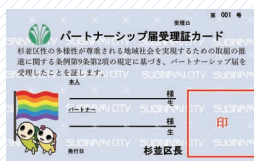
条例に基づく新たな取り組み

杉並区パートナーシップ制度



パートナーシップ関係にある、性的マイノリティーのカップルの生活上の不便を軽減するため、パートナーシップ制度を開始します。届け出を受理したカップルに、区がパートナーシップ届受理証等を交付します。制度の詳細は、区ホームページ（右上2次元コード）をご覧ください。

- パートナーシップ届受理証 (1件につき1通無料)
- パートナーシップ届受理証カード (交付手数料1通350円)



▲パートナーシップ届受理証カード ※画像はイメージです。

□ 対象

互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合い、共同生活を営むことを約し、以下の要件を満たすカップル

- ・ 双方が成年に達している
- ・ 双方が区内在住（3カ月以内に転入予定である場合を含む）である
- ・ 双方が現に婚姻しておらず他者とのパートナーシップ関係にない
- ・ 双方の関係が近親者でない
- ・ 双方または一方が性的マイノリティーである

□ 制度開始日 4月24日(月)（予約受け付け開始は4月17日(月)）

□ 届け出に必要な書類

- 区が用意する届け出書類のほか、以下の書類が必要です。
- ・ 住民票の写し（転入予定の場合はその事実が確認できる書類）

- ・ 現に婚姻をしていないことが確認できる書類（戸籍謄本・戸籍抄本等）
 - ・ 本人確認書類（個人番号カード・運転免許証等）
 - ・ 通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名の使用が確認できる書類（健康保険証・顔写真付きの社員証等）
- ほか（詳細は、区ホームページ参照）

□ 届け出方法

届け出希望日の2カ月～7日前に、電話で区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係☎5307-0326へ事前に予約をしてください。届け出日は、同係（区役所西棟7階）に2人そろって必要書類等を持参してください。届け出にあたっては、プライバシーに配慮した個室を用意します。

□ 受理証の活用

同制度により、パートナーシップ関係にある双方が、日常生活のさまざまな場面で手続きが円滑になるほか、区営住宅の申し込み等、新たにサービスが受けられるようになります。

区内事業所の皆さんは、パートナーシップ届受理証等の提示を受けられた際には、制度の趣旨を踏まえ、日々の生活における配慮や、企業の事業活動で活用するなど、ご協力をよろしくお願いいたします。

4月12日(水)から 性的マイノリティ専門相談

「自分の性別に違和感がある」など、性的マイノリティーに関するさまざまな相談を受け付けます。本人だけでなく、家族や友人等も相談できます。お気軽にご相談ください。

☎5307-0784（毎月第2水曜日、午後4時～7時〈祝日を除く〉）

世帯と人口 (住民基本台帳)

3月1日現在。()は前月比

世帯数	日本人のみの世帯	311,881(61減)	合計 325,728 (117減)
	外国人のみの世帯	11,155(53減)	
	日本人と外国人の世帯	2,692(3減)	

人口	男		女		小計	合計 570,294 (304減)
	日本人	265,260(71減)	287,994(197減)	553,254(268減)		
	外国人	8,641(12減)	8,399(24減)	17,040(36減)		